

県・市町村機能合体推進要領

第1 機能合体の推進

県は、住民サービスの向上、事務事業等の効果的・効率的実施、行政コストの縮減等を図るため、市町村との機能合体を積極的に推進するものとする。

第2 機能合体の定義

機能合体とは、県及び市町村が実施する事務事業等で同様のもの又は類似のものについて、県及び市町村が次に掲げる形式により一体となって又は共同して行うことをいう。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する普通地方公共団体相互間の協力（協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託及び職員の派遣をいう。）又は地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合に限る。）の設置
- ② 県、市町村等が共同で設置した協議会（①の協議会を除く。）等の組織へのそれぞれの職員の派遣
- ③ ①によるもののほか、県及び市町村の職員の併任
- ④ その他県及び市町村の事務事業等の一体化又は共同化に有効なもの

第3 機能合体に係る調査等

- （1）市町村課は、定期的に、各部局及び各地域振興局に対し、機能合体によるべき事務事業等について調査を依頼するものとする。
- （2）各部局及び各地域振興局は、随時、市町村課に対し、機能合体によるべき事務事業等について提案を行うものとする。

第4 配慮等

機能合体については、市町村の事情に十分配慮しながら調整を行い、その合意を経た上で実施するものとする。

第5 民間の参画

機能合体については、県及び市町村のほか、企業、NPO等の民間の参画も認めるものとする。

第6 経費負担

機能合体の実施に伴う経費の負担については、県及び当該機能合体に参画する市町村等が協議して決定するものとする。

第7 検証等

機能合体については、随時、その効果、課題等について検証を行い、所要の調整を行うものとする。

第8 機能合体等推進会議の設置

- (1) 機能合体及び政策連携の積極的推進等を図るため、庁内に機能合体等推進会議（以下「推進会議」という。）を置くものとする。
- (2) 推進会議は、次に掲げる事項について調整を行うものとする。
 - ① 市町村との機能合体の推進に関すること。
 - ② 市町村との政策連携の推進に関すること。
 - ③ 秋田県・市町村協働政策会議の運営に関すること。
 - ④ その他市町村との連携等に関すること。
- (3) 推進会議は、議長、副議長、委員をもって構成するものとし、議長は知事の職にある者、副議長は副知事の職にある者、委員は本庁の部長、出納局長、教育長及び地域振興局長の職にある者をもって充てる。
- (4) 推進会議の事務局を、企画振興部市町村課に置く。

第9 補則

この要領に定めるもののほか、機能合体の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。